



# 審 議 経 過

( 1 / 6 )

※審議の要旨は次のとおり (○は委員の発言、●は事務局の発言)

議 題

報告事項：(1) 令和4年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

<資料1により事務局から説明>

【質疑応答】

○(A委員) : 7ページの番号1の要望書内容の概要について

●(事務局) : 内容の概要を説明

○(A委員) : どういった目的の請求なのか。

●(事務局) : 目的は確認していませんが、自身が令和2年と令和3年に渡って提出した  
要望書について自ら開示請求をしたものです。

○(B委員) : 5ページの番号29の1項目めについて、町の方でこういった事務執行に  
あたっては、起案した上で通知発出等の手続きをとっているのか。また、  
請求があったのは内部に対する起案書か、外部への起案書か。

●(事務局) : 町の方でこういった事務執行にあたっては、起案して決裁をとった後、通  
知を発出しています。それに基づいて起案の表紙ですとかきちんと手続き  
をとった上で執行しているのかの確認のための請求のようで、全部公開で  
決定をしています。

○(B委員) : 請求内容は、メモ書きとかそういった文書の請求ではないか。

●(事務局) : メモ書き等ではなく、正式な起案文書の請求になります。正式な起案書及  
び計画書の請求なので、順序立てて執行しているのか、こういった者が招

## 審 議 経 過

( 2 / 6 )

待されているのか等を踏まえて確認をしたいというのが請求者の意図のようであります。

○（C委員）：3ページの番号5について、不存在で非公開になっているが、各項目の請求内容は、すべてが不存在なのか。

●（事務局）：請求に当たっては、5項目が請求者の請求になります。そのうち①と⑤については、すでに公開済みのため、特に手続きせずに、公開させていただいております。②の鳥獣対策協議会の予算書については、当該年度の予算書が欲しいとの請求でしたが、総会が6月だったことから、5月の段階では、まだできていなかったため、不存在となります。③は、鳥獣対策協議会の予算書はまだできておらず、町予算で購入する予定もないことから、不存在となります。④につきましても、③と同様、鳥獣対策協議会の予算書はまだできておらず、町予算で購入する予定もないことから、不存在となります。②から④までについては、不存在となります。

○（C委員）：すでに公開しているとは、この公開請求者に対して以前公開したということか、それとも一般的に公表しているものか。

●（事務局）：一般的に公表しているものであります。

○（D委員）：前にも話題になった建設工事等の設計書単価については、非公開にしているのか。

●（事務局）：物価本の著作権等の期間を考慮し、一定期間公開をしない形になっております。その一定期間を過ぎれば、全部公開となるので、公開請求のあった

# 審 議 経 過

( 3 / 6 )

時期を考慮し公開・一部非公開の決定をしております。

○（C委員）：この件に関しては、私も普通に市販されてる物価本等について、著作権法改正もあった後、今のような運用の方法が適切なのかどうなのかを考えたものだが、発行元が情報公開請求の対象として、公開しないでほしいと要望を未だにしているのは事実だが、条例と著作権法との関係で許されるのかというと、判断が難しい部分はあると思われる。町では契約締結後には公開する運用として、現実的にはこと足りてるのかと思われるが、今後も検討していく課題の一つかと思われる。町は契約締結されれば公開する運用でしたよね。

●（事務局）：適正な入札ということで物価本等の単価を公表すると、入札に影響してくるため、1年間は公開していません。非公開期間につきましては、毎年物価本の単価が変わってくることから、他の入札に影響しない期間を超える1年間としていたと認識しています。そういった事情があるということをご理解いただきたい。

○（C委員）：市町村ごとに処理に微妙にずれがあるようで、設計書に添付されている単価表は、厚木市については、契約締結後に全部公開しているようです。公開請求をしていなくても情報提供で公開してしまうようです。いろんな業者が数多く応札してくるような状況であれば全部公開でもいいかもしれないが、地元の少数の業者の応札のみだと全部公開をしにくいということもあるのかもしれない。地方自治ですので、それぞれの市町村で決めること

# 審 議 経 過

( 4 / 6 )

だと思われませんが。

○ (E委員) : 4ページの番号14について、議会承認の際のすべての資料が不存在との記載なのですが、こういった資料が全くなかったということでしょうか。

● (事務局) : 制度変更に関する資料の請求で、予算にかかわる部分は必要ないとのことだったので、具体的に議会で審議してはいない案件のため、不存在となります。請求者は不存在と分かっているにもかかわらず、請求したいということで、不存在の決定となることを事前に承諾いただいた上で、請求を受付けました。

○ (C委員) : 番号14の①の資料も不存在でしょうか。現実には野良猫の不妊手術について、動物病院に今の相場はいくらですかと相談して補助額を決めてたりしないのですか。

● (事務局) : 病院から得た資料は特にはないですが、その上の13番、この補助の見直しに関して経緯のわかる資料については、全部公開とさせていただいています。

○ (C委員) : 窓口で本人が対象文書がないことを納得してるのに、あえて請求書を出させてほしいというのは、何か裏があるのかなと思ってしまいましたか。

● (事務局) : 本件については、利害関係があり、補助金の影響を受ける職種の方が請求しているという経緯があります。

○ (C委員) : 不存在とわかっている請求を受付けてしまうと、後でこういう請求をするのにこんな文書もないのかと攻撃材料として使われる懸念があることから、対象文書がないとわかっているにもかかわらず請求をするような場合は、慎重に対

# 審 議 経 過

( 5 / 6 )

応したほうが良いと思われる。そういう意味では番号22も同様で、特定の法人と契約関係にないということだが、一切合切ないならいいが、後で関係がある書類が出てしまうというリスクがある。しかも主管課は、各所属課ということで、全庁的に見落とさないように精査する事務処理の経費は相当になり、無駄な人件費が発生していると思われる。

報告事項：(2) その他(事務局から)

『令和4年度の審議会の答申を踏まえ、議会に上程した後、議決された愛川町個人情報保護条例の改正について、概要を報告』

<条例条文により事務局から説明>

【質疑応答】

○(D委員)： 条例第20条、審議会の委員の第5項、「委員は在任中政党その他の政治団体の役員となり又は積極的に政治活動をしてはならない」との規定について、改正するときこの条文の話は出ましたか。この文言は前の条例にはないですが、どういう経緯で規定されたのか。

●(事務局)： 審議会の設置目的等については、議論いただいた部分になりますが、委員の要件等に関する第20条の規定は、特段取り上げて議論いただけてはいないと認識しています。この規定につきましては、準則に規定されていた文言になるのですが、国の審議会の規定を参考としつつ、県下では規定している市町村が多かったと認識しておりますので、当該文言を規定させて

# 審 議 経 過

( 6 / 6 )

いただきました。

○ (D委員) : 特段何かがあって規定したのではなく、全体の流れとして準則に従ったという考え方でよいか。

● (事務局) : その通りです。

○ (C委員) : 一般的に規定している団体が多い文言と思われます。特定の議員さんの選挙運動と一緒に宣伝カーに乗って運動するというのはまずいという話です。

報告事項 : (2) その他 (委員から) に関しては特になし。

= 報告事項 (1)、(2) について異議なく承認された =

会長 (委員長)  
署名欄

五巻弘光

愛川町情報公開制度運営審議会委員及び  
愛川町個人情報保護制度運営審議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	選 出 区 分 等	出 欠 席
玉 卷 弘 光	学 識 経 験 者 (東海大学名誉教授)	出 席
馬 場 滋 克	学 識 経 験 者 (元町総務部長)	出 席
齋 藤 芳 則	学 識 経 験 者 (町顧問弁護士)	出 席
翁 長 陽 子	町 民 代 表 (元民生委員)	出 席
柳 川 誠 司	町 民 代 表 (行政経験者)	出 席

(任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日)